○厚生労働省令第十一号

に 五. 関す 号) 医 薬 る法 第 品 兀 律 + 医 施 · 条 療 機器 行 の 二 規 則 一第二項 等 \mathcal{O} \mathcal{O} 밆 部 \mathcal{O} 質、 を改 規 定 有 正 に 効 する省令を次のように定める。 . 基 性 ヹづき、 及び 安 医 全 薬 性 品品 0) 確 保 医 療 等 機 に 器 関 等 す \mathcal{O} る 品 法 質 律 昭 有 効 和 性 三 + 及 び 五. 安 年 全 法 性 律 第 \mathcal{O} 百 確 兀 保 + 等

令和四年一月二十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医 薬 品、 医 療 機器 等 \mathcal{O} 品 質、 有 効 性 及び 安 全 性 0) 確保 .. 等 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

る省令

省令第一号)

の 一

部を次の表のように改正する。

医 薬 品、 医 療 機 器 等の 品 質、 有効性及び安全性 の確保等に関する法律施行規 則 昭昭 和三十六 年 · 厚 生

(略)	家庭用磁気治療器	九 (略)	八	•	七 (略)	(略)	十 磁気治療器	九 骨電気刺激癒合促進装置	一~八 (略)	六 理学診療用器具のうち、次に掲げるもの	五	S	三 (略)	(略)	五 赤外線画像診断装置	四 機能的電気刺激装置		二 理学診療用器具のうち、次に掲げるもの	一 (略)	別表第二(第百八十一条関係)	改 正 後
(略)	磁気治療器	九(略)	八	•	七 (略)	(略)	(新設)	九 骨電気刺激癒合促進装置)	六 理学診療用器具のうち、次に掲げるもの	五	\$	三(略)	(略)	(新設)	四 機能的電気刺激装置	一~三 (略)	二 理学診療用器具のうち、次に掲げるもの	一 (略)	別表第二(第百八十一条関係)	改 正 前

(傍線部分は改正部分)

附

則